

④みやしろ健康福祉プラン ー障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画ー 重点事業進行管理評価表（令和2年度目標設定）

【評価】	評価ランク	状況	達成状況	評価内容
	A	計画通りに順調に取り組んできている	80%以上	内容と期限がほぼ期待通りできている場合
	B	概ね計画通りに取り組んできている	60%以上80%未満	期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合
	C	進捗に遅れがあるなど、順調ではない	60%未満	期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合
	D	取り組んでいない	0%	-

1. 地域福祉の推進体制

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	進捗状況(C・Dの場合はその理由)及び今後の方針・対応策
1-1-2 ④	福祉教育の推進 町職員をはじめ、学校や企業、地域の関係者等、障がい者にかかわりのある機関・団体等の関係者を対象とした研修会を実施する。	総務課 (庶務職員担当) (人権推進室) 福祉課 (障がい者福祉担当) 教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・町職員、教職員に対する研修会の実施	30年度 実施 元年度 ↓ 2年度 ↓ 3年度 ↓ 4年度 ↓ 5年度 ↓	①職員や教職員などを定期的に研修会へ派遣し、障がい者に対する理解を深める（年1回以上）。 ②職員研修などで新採用職員や若手職員に研修を実施し、障がい者や障がいの理解促進を図る（年1回以上適宜）。 ③障がい者や障がいの理解促進を図るための事業を実施。福祉の店（定期実施）及び、ところをつなぐ展示会（障害者週間）を実施。 ④特別に支援が必要な児童生徒に対応するため、特別支援教育に関する研修会の実施（年1回以上）。		
1-1-4 ②	障がい者理由とする差別の解消の推進【計画新規】 障がいに対する理解と社会的障壁についての啓発活動を推進するとともに相談窓口や協議会を設置し、適切な対応を行う。	福祉課 (障がい者福祉担当)	新規 ・障害者差別解消支援地域協議会の設置	30年度 検討 元年度 ↓ 2年度 実施 3年度 ↓ 4年度 ↓ 5年度 ↓	①広域（3市2町）設置している障害者差別解消支援地域協議会において、課題・問題点を整理し、障壁となっている事項を解消していく。 ②差別等の問題が発生した時に解決すべきマニュアルの作成をする。		
1-2-3 ①	支援ネットワークのしくみづくり 地域福祉活動を担うさまざまな主体が障がい者の地域生活支援を協働で実施できるネットワークを構築する。	福祉課 (障がい者福祉担当)	充実 ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び医療的ケア児支援のための保健医療、福祉等の関係者による協議の場の設置	30年度 実施 元年度 ↓ 2年度 ↓ 3年度 ↓ 4年度 ↓ 5年度 ↓	①既存の見守り支援ネットワークにより、障がい者等を地域全体で支えあえるよう関係者、関係機関と連携し、情報共有を図る（年1回以上）。 ②医療的ケア児支援のための保健医療、福祉等の関係者による協議の場で検討の実施（連携会議は定期的、幹事会は適宜）。 ③市内の各関係機関において、スムーズな情報連携が図られる仕組みの構築をして、保健、福祉、教育などで、切れ目のない継続的な支援ができるようにする。		

2. サービス提供体制

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	進捗状況(C・Dの場合はその理由)及び今後の方針・対応策
2-1-2 ①	<p>相談の一元化(地域生活支援事業)</p> <p>基幹相談支援センターを中心にすべての障がい者に適切に対応できる総合的な相談支援体制を実施する。 虐待や差別に関する相談についてもワンストップで相談できる体制を整備する。</p>	福祉課 (障がい者福祉担当)	<p>充実</p> <p>・基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を強化する</p>	<p>30年度 実施</p> <p>元年度 ↓</p> <p>2年度 ↓</p> <p>3年度 ↓</p> <p>4年度 ↓</p> <p>5年度 ↓</p>	<p>①相談支援事業者と連携し、各テーマでの支援会議の開催(年20回以上)。</p> <p>②相談支援の充実のための研修会(人材育成、ケース検討グループ会議)等の実施。</p> <p>③地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実の検討。</p> <p>④虐待や差別に関する相談が発生した際に対応するため、役場関係部署、各関係機関等連携を図れるよう体制を整える。相談については、適宜対応する。</p>		

3. 福祉サービス

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	進捗状況(C・Dの場合はその理由)及び今後の方針・対応策
3-2-1 ⑥	<p>地域生活支援拠点等整備【計画新規】</p> <p>①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会・場④専門人材の確保・要請⑤地域の体制づくりの機能を持つ地域生活拠点等を整備する。</p>	福祉課 (障がい者福祉担当)	<p>新規</p> <p>・平成32年度設置に向けて検討</p>	<p>30年度 検討</p> <p>元年度 ↓</p> <p>2年度 実施</p> <p>3年度 ↓</p> <p>4年度 ↓</p> <p>5年度 ↓</p>	<p>①地域生活支援プロジェクト会議(月1回)、担当者会議(月1回)を行い、令和3年度設置をする。</p> <p>②設置・実施に向けた関係機関等と連絡調整の実施(随時)をする。</p> <p>③体験利用の機会・場の提供(随時)の実施。</p> <p>④訪問調査対象者の状況確認と対象者の更新(1回/6ヶ月)の実施。</p>		
3-2-2 ①	<p>障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導</p> <p>障害者支援施設、グループホーム等の設置を地域内で促進するため、必要な支援策等の検討や地域生活への移行に必要なサポート体制づくりを進める。</p>	福祉課 (障がい者福祉担当)	<p>充実</p> <p>・空家、空室等を利用した事業の検討</p>	<p>30年度 実施</p> <p>元年度 ↓</p> <p>2年度 ↓</p> <p>3年度 ↓</p> <p>4年度 ↓</p> <p>5年度 ↓</p>	<p>①グループホーム等の利用や体験利用の機会を増やし、整備に向けた課題の整理を行う。</p> <p>②家族会に対し、適宜必要な支援を実施する。</p>		
3-3-1 ①	<p>障がい福祉サービスの確保</p> <p>必要な障がい福祉サービスを提供するため、事業を行う意向を有する事業所の把握に努め、情報提供やその他の必要な支援を行い、参入促進を図る。また、必要なサービスにつなげていけるよう、適切なサービス提供体制整備を進める。</p>	福祉課 (障がい者福祉担当)	<p>継続</p> <p>・相談支援事業者との連携強化・サービス提供事業所との広域利用の推進</p>	<p>30年度 実施</p> <p>元年度 ↓</p> <p>2年度 ↓</p> <p>3年度 ↓</p> <p>4年度 ↓</p> <p>5年度 ↓</p>	<p>①需要見込等についての推計を実施し、適切な支給量を確保する。</p> <p>②障害福祉サービス事業所と適宜調整し、必要なサービス提供体制を整える。</p>		

4. 保健・医療サービス

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	進捗状況(C・Dの場合はその理由)及び今後の方針・対応策
4-1-1 ⑤	健康相談・栄養相談・訪問指導の実施	健康介護課 (健康増進担当)	継続	30年度	実施 ↓	①健康相談の実施(毎週水曜日を予定) ②栄養相談の実施(毎週水曜日を予定) ③訪問指導の実施(健診フォロー等随時) ④上記①～③において、必要に応じ適切な関係機関につなげる。	
	個々の状態に対応した健康相談・栄養相談・訪問指導を実施する。		・障がいの特性に対応した健康相談、栄養相談・訪問指導の実施	元年度			
4-1-2 ①	精神保健相談の推進	健康介護課 (健康増進担当) 福祉課 (障がい者福祉担当)	継続	30年度	実施 ↓	①精神ケース検討会の開催(2ヶ月に1回) ②困難ケースは幸手保健所など、関係機関と連携し対応する。	
	保健所、相談支援事業者等の関係機関との連携の上、精神保健相談・受診前相談の充実を図り、精神保健相談を推進する。		・関係機関と連携し、精神障がいに関する相談体制の強化	元年度			

5. 教育(保育)・生涯学習

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	進捗状況(C・Dの場合はその理由)及び今後の方針・対応策
5-1-2 ③	就学支援委員会の運営(多様な教育機会の選択)	教育推進課 (学校教育担当)	継続	30年度	実施 ↓	①全小学校で就学時の発達(知能)検査・健康診断及び就学相談を実施。 ②保護者と就学先について「就学支援相談」を実施(通年) ③特別支援学級在籍児童生徒及び通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対して、「個別の支援計画」を作成。 ④サポート手帳の活用、及び個別の支援計画作成についての研修会を就学支援委員会、特別支援教育主任・特別支援教育コーディネーター合同連絡会で実施。(年1回) ⑤上記①～④を実施し、早期に適切な対応を行う。	
	就学予定者も含め、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるよう、教育・医療・福祉等専門的分野からの助言を行う。 また、障がいをもつ児童生徒一人一人への支援を具体化する「個別支援計画」の作成に関する助言指導等を行う。		・宮代特別支援学校、春日部特別支援学校の特別支援コーディネーターを委員に加え、就学相談や支援体制を充実	元年度			
5-1-3 ⑥	交流教育の推進	教育推進課 (学校教育担当)	継続	30年度	実施 ↓	①宮代特別支援学校と百間小・前原中で、交流事業を実施。 ②宮代特別支援学校及び春日部特別支援学校において支援籍学習の実施。 (各特別支援学校から各学校(須賀小1名、百間小3名 東小2名)で実施) (笠原小学校から宮代特別支援学校で実施(1名))	
	障がいのあるなしにかかわらず互いを認め合い、理解を深め、支え合えるよう、特別支援学校と町内の小・中学校において行事や交流事業を実施する。		・希望する児童生徒の積極的な受入れ	元年度			

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	進捗状況(C・Dの場合はその理由)及び今後の方針・対応策
5-1-4 ②	発達障がいをもつ児童生徒等の教育支援体制の充実 発達障がいをもつ児童生徒等に対し、特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制の充実や、各小学校への特別に支援を要する児童生徒を支援するサポーターの配置等、教育支援体制を推進する。	教育推進課 (学校教育担当)	継続 ・個別指導計画に基づく教育的支援の実施	30年度 実施 元年度 ↓ 2年度 ↓ 3年度 ↓ 4年度 ↓ 5年度 ↓	①発達障がいをもつ児童・生徒へのサポートチームによる支援、及び担任教諭への指導助言の実施。 ②各教諭の指導力向上を目的とする指導主事・教育相談員等の指導助言の実施。 ③各小学校に在籍する特別に支援を必要とする児童に対しての生活介助、学習活動のサポートを目的とした「特別支援教育サポーター」の配置。 ④特別支援教育に関する理解や指導についての研修会の実施(8月)。		

6. 生活基盤

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	進捗状況(C・Dの場合はその理由)及び今後の方針・対応策
6-1-2 ①	障がい者の雇用の場の創出 町と商工会、特別支援学校、ハローワーク、そして福祉関係機関等との連携を強化し、障害者就労継続支援A型事業所立上げのもと、障がい者の雇用の場を拡大していく。	福祉課 (障がい者福祉担当) 総務課 (庶務職員担当)	継続 ・雇用の場の拡大 ・就労継続支援A型事業所立上げに向けての支援(組織体制の強化・利用者の確保等)	30年度 実施 元年度 ↓ 2年度 ↓ 3年度 ↓ 4年度 ↓ 5年度 ↓	①町職員(一般事務職)の採用試験を実施する際には、障がい者枠(3障がい問わず)を別に設けて試験を実施する(9月中) ②近隣自治体等の取組状況について情報収集、意見交換を行う。		

7. 生活環境

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	進捗状況(C・Dの場合はその理由)及び今後の方針・対応策
7-1-3 ③	避難行動要支援者支援体制の整備 障がい者等が災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、必要な支援が受けられる体制を整備する。	健康介護課 (高齢者支援担当) 福祉課 (障がい者福祉担当) 町民生活課 (危機管理担当)	充実 ・福祉避難所の整備	30年度 検討 元年度 ↓ 2年度 実施 3年度 ↓ 4年度 ↓ 5年度 ↓	①避難行動要支援者名簿の更新作業 ②自主防災組織連絡協議会において、個別支援計画について説明し、作成を促す機会を作る。 ③自主防災会からの相談の受付や出前講座、災害図上訓練時に個別支援プランについて説明し、作成を促す。 ④対象者への制度周知。 ⑤福祉避難所にかかる訓練を行い、課題の整理をする。		